

令和2年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

令和3年6月2日
公正取引委員会

**1 勧告・指導件数過去最多
(8,111件)**

**2 新型コロナウイルス事案, 働き
方改革関連事案や金型事案, フ
リーランス事案についても積極的
に対処**



下請法の運用状況

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等(注1)	36,128	196,879	233,007
役務委託等(注2)	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

[単位:件]

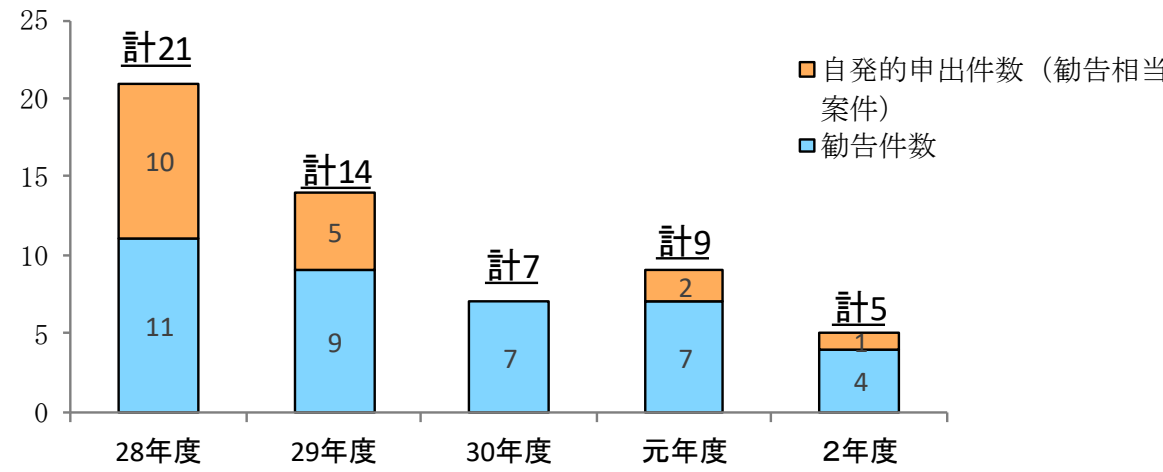
年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586

(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

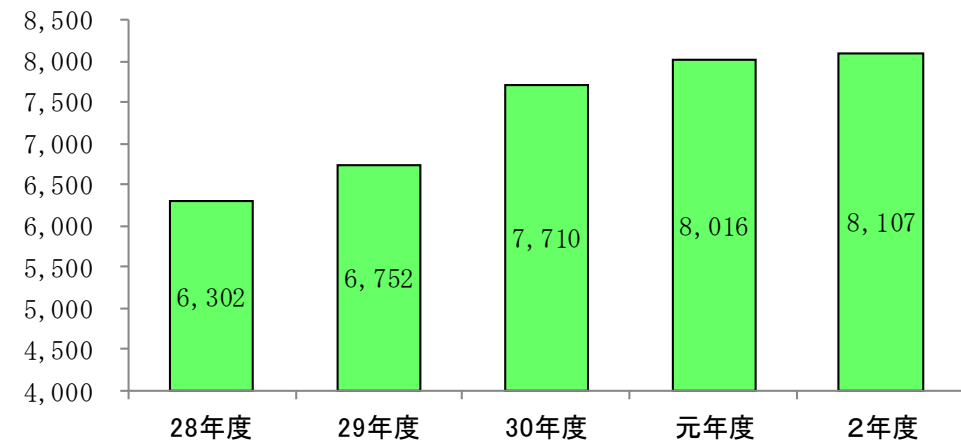
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



○下請法違反実例

1 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

○企業等から受託した職員研修の講師業務を下請事業者に再委託している社員教育受託会社A社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染防止を理由に取引先から講師派遣をキャンセルされたことを理由として、下請事業者に生じた費用を負担することなく、下請事業者への発注を取り消していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがある。

2 働き方改革に関連するもの

○システムキッチンの取付け作業を下請事業者に委託している住宅設備機器製造販売会社G社（本社千葉県）は、下請事業者に委託した作業がG社側に生じた事情でできなくなったにもかかわらず、そのことによって下請事業者が生じた費用を負担していなかった。また、当該作業を後日、土曜日、日曜日又は祝日に委託していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

3 金型に関連するもの

○金型の製造を下請事業者に委託しているプラスチック製品製造会社J社（本社東京都）は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させている。

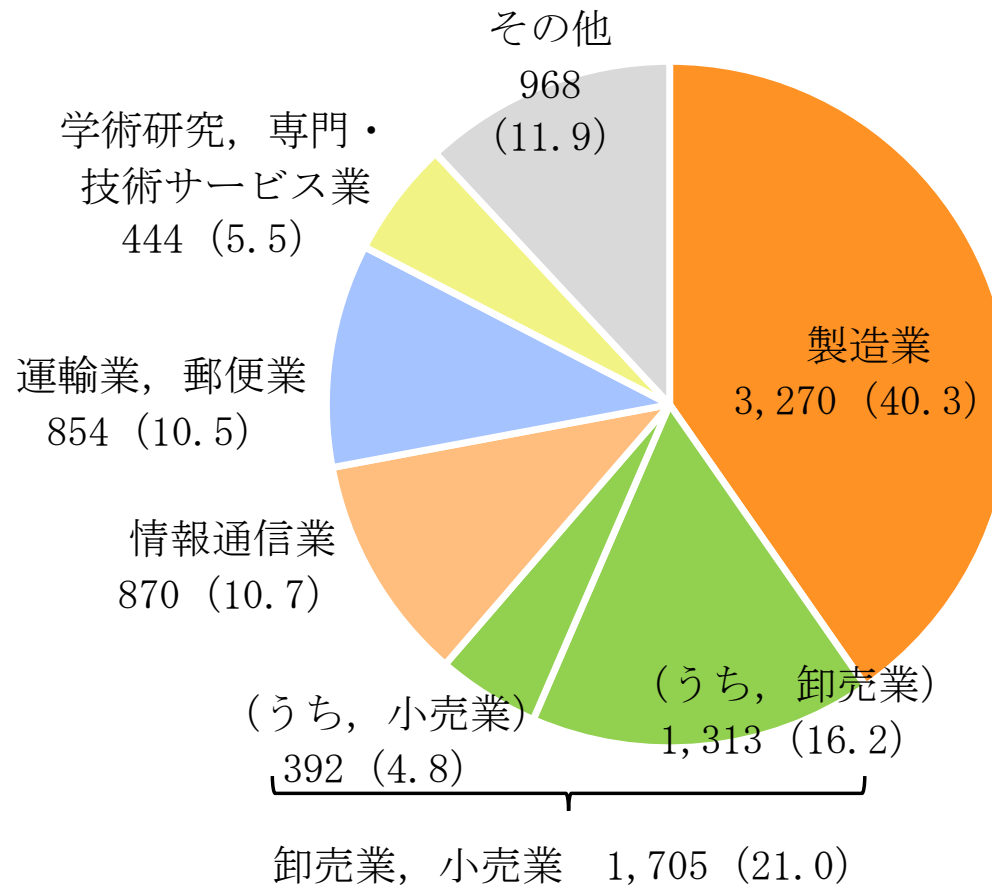
このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

4 フリーランスに関連するもの

○アニメーションの企画・制作業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているアニメーションの企画・制作会社K社（本社東京都）は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

[単位:件, (%)]



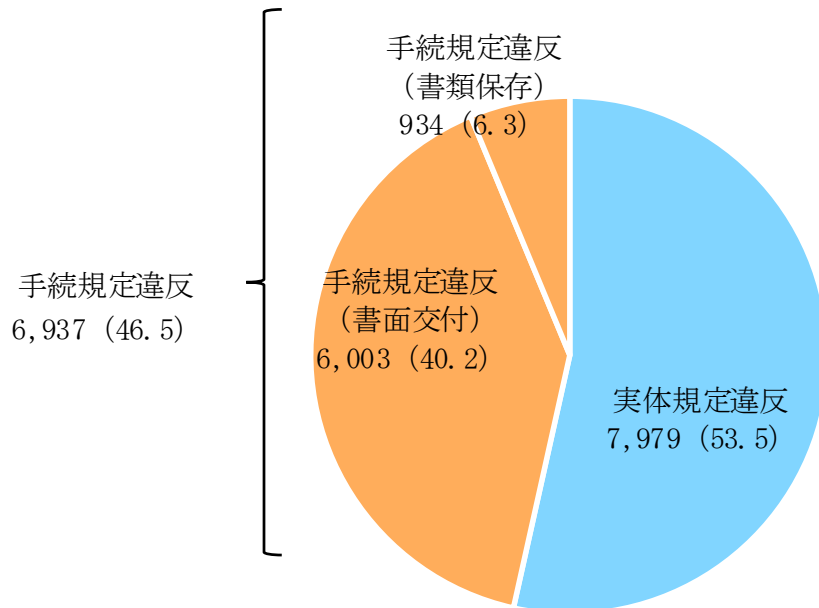
(注1)業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2)()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○類型別件数(14,916件)の内訳, 実体規定違反件数(7,979件)の行為類型別内訳

類型別件数(14,916件)の内訳

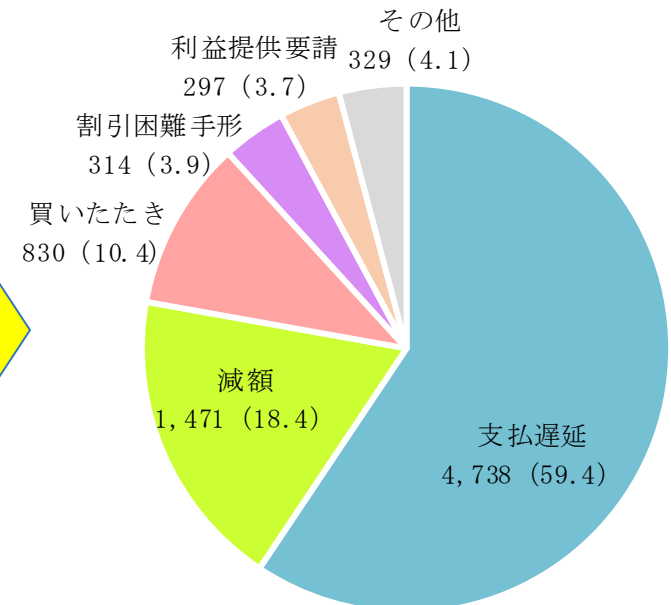
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数(7,979件)の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]



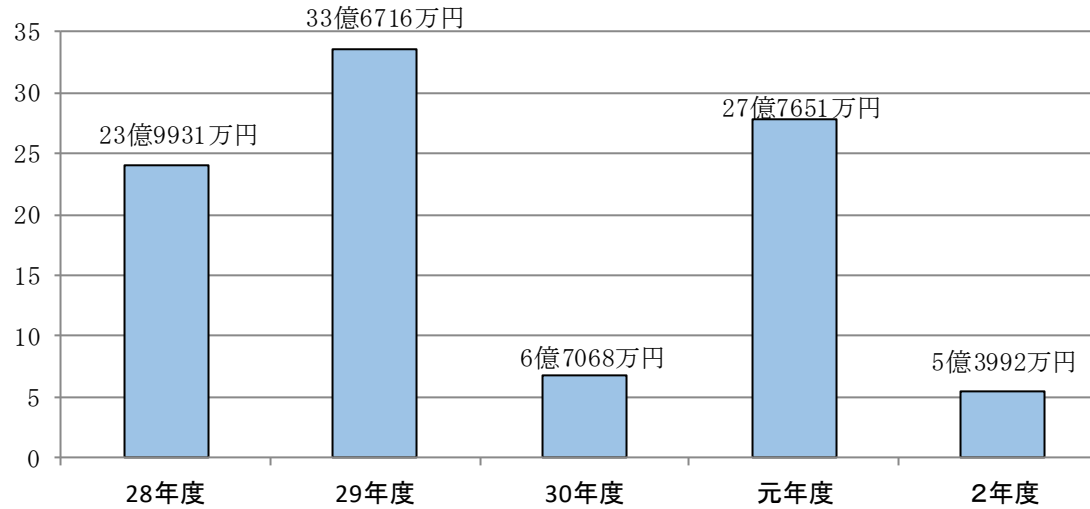
(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。



○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移

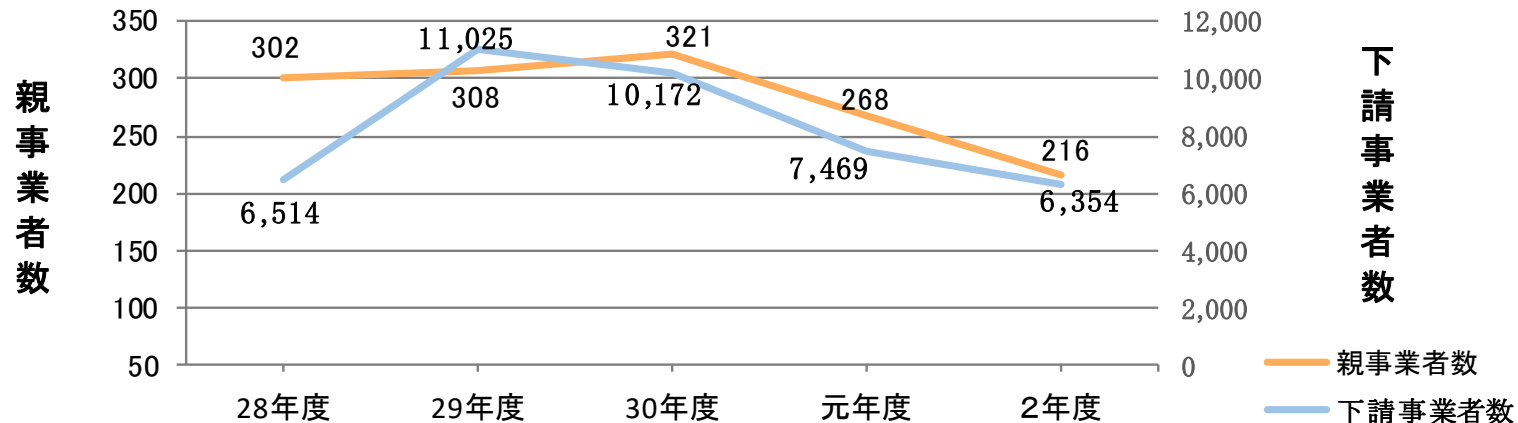
[単位：億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]



企業間取引の公正化への取組

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

全国(32会場)

キャンペーン標語の一般公募

令和2年度特選作品 「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」

下請法遵守の要請文書の発出

関係事業者団体約1,400団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請(令和2年11月13日)

下請法等に係る講習会

基礎講習会	59回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	全国(32会場)
応用講習会	12回
業種別講習会	9回(荷主・物流事業者向け)

下請法等に係る相談

相談	10, 838件
中小事業者のための移動相談会	3か所

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた644名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送（令和3年3月）。

主な業種		主な行為類型	
製造業	338名／53.2%	経済上の利益の提供要請	310件／42.3%
卸売業	128名／20.2%	代金の支払遅延	129件／17.6%
小売業	43名／6.8%	代金の減額	104件／14.2%

コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査 （令和2年9月2日公表）

- 24時間営業をはじめとして、これまでのコンビニエンスストア本部と加盟店との在り方を見直す動きが生じていたことなどから、大手コンビニエンスストアチェーン8社の全加盟店約5万7千店に対するアンケート調査等を実施。

調査の評価

平成以降3度目の実態調査であったが、仕入数量の強制など、コンビニエンスストア本部と加盟店の取引においては、今なお多くの取り組むべき課題があることが明らかとなった。

公正取引委員会の対応

- ① 本部に対する改善要請
- ② 業界団体に対する要請
- ③ フランチャイズ・ガイドラインの改正（R3.4.28公表）
- ④ 報告書等の周知
- ⑤ 違反行為に対する厳正な対処

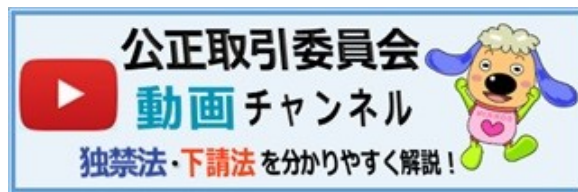
下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

